



**お知らせ**  
国民年金保険料は  
忘れず納めましょう

年末です。国民年金保険料の納め忘れはありませんか？  
お手持ちの納付案内書や口座振替の通帳を今一度ご確認ください。

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて原則25年以上必要です（第3号被保険者期間、厚生年金・共済組合などの加入期間も含まれます。）あなたの大切な年金です。受給権を得るためにも納め忘れにご注意ください。  
なお、国民年金保険料は、後でまとめて納めたいと思っても、2年を超すとそれ以前の保険料は納めることができません。

納め忘れを防ぐためにもお得で便利、確実な「口座振替」のご利用をお勧めします。

※納めた国民年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

控除の対象となるのは、平成18年1月から12月までに納めた保険料の全額です。

年末調整又は確定申告の手続の際には、控除証明書や領収書を申告書に添えて提出してください。家族の分の保険料を納めた場合も控除の対象となります。

◎国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。

◎国民年金への加入と保険料の納付は法律で義務付けられています。

国民年金保険料の負担能力があるにもかかわらず納付しない人に対しては、財産の差し押さえを行うこともあります。

**問い合わせ**

高知西社会保険事務所

☎ 875-1771

**年金額(満額) = 792,100円(月額66,008円)**

**老齢基礎年金の計算式(未納や免除の期間があるとき)**

※1  

$$792,100円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料を全額免除された月数} \times 1/3) + (\text{半額納付月数} \times 2/3)}{40年(加入可能年数) \times 12月}$$

注) 学生納付特例、若年者納付猶予期間は、保険料を追納していない場合年金額には反映されません。

※1 保険料納付済月数とは、保険料を納めた月数と第3号被保険者であった月数の合計です。

※2 上記計算式については、半額納付以外の多段階納付は含めていません。

**お知らせ**  
無料労働相談センター  
職場のトラブルで  
お悩みの方へ

解雇や賃金の引き下げ、不払い残業やいじめなど職場でのトラブルの相談をお受けします。

また、高知労働局と県労働委員会では、相談者が希望し、相手方が応じる場合は、労使間の話し合いの仲立ちなども行っています。

ご相談は無料です。お気軽に相談窓口をご利用ください。

**相談窓口・問い合わせ**

高知労働局

総合労働相談コーナー

フリーダイヤル

0120-783-722

☎ 85-6027

高知総合労働相談コーナー

☎ 85-6010

四万十

総合労働相談コーナー

☎ 0880-353148

高知県労働委員会

☎ 821-4645

高知県雇用労働政策課

フリーダイヤル

0120-610-222

**てくてくひろばのご案内**

12月14日(木)

川内保育園(9:30~11:30)

《お餅つき》

※雨天の場合は室内遊び

☆問い合わせ

ぐりぐらひろば

☎ 892-3151

**ぐりぐらひろばからのお知らせ**

親子が集える遊びの広場“ぐりぐらひろば”を、いの町総合健康センターで平日開催しています。お気軽にお越しください。

各保育園に出向いての遊びの広場(てくてくひろば)も行っています。

